平成２５年（フ）第４８号
兵庫県伊丹市下河原３丁目４番31号
債務者　加藤貴一こと　鄭　　貴一
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県宝塚市高司３丁目５番13号高司グリーンハイツ301号室
債務者　比嘉　　香
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９２号
徳島市佐古二番町６番９号
債務者　勝浦　豊子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６６号
大分市大字猪野957番地の46　わかば台14
債務者　岩尾　初江
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
沖縄県那覇市泉崎１丁目６番７号　武村ビル301
債務者　志堅原千枝
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２３号
山口県柳井市旭ヶ丘14番２―301号
債務者　藤村　征子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第９号
山口県柳井市柳井5484番地17
債務者　河田　幸治
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１０号
山口県柳井市柳井5484番地17
債務者　河田　明美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１１号
山口県岩国市麻里布町３丁目４番18―301号
債務者　江見美智子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１２１号
神戸市垂水区塩屋町１丁目４番４―101号
秋馬方
債務者　北村　賀代
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７９号
名古屋市中川区服部１丁目903番地　セントレア102号、従前の住所名古屋市西区上小田井２丁目56番地　シャトレ上小田井306号
債務者　竹内さとみ
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２号
青森県八戸市大字糠塚字鶉久保26番地３　松井アパート
債務者　青木　晶子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２７７２号
東京都荒川区荒川５丁目30―13―202
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８０５号
埼玉県さいたま市北区日進町３丁目534―10
債務者　中津由希子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８０９号
東京都板橋区新河岸２丁目10―９―520
債務者　内田貴代子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８５２号
東京都武蔵野市緑町２丁目６―４―907　武蔵野緑町二丁目第３アパート
債務者　宮尾さづ子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８５５号
東京都足立区大谷田４丁目19―８　キャピタル北綾瀬Ｃ107
債務者　長谷川　彰
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部